

2021年10月吉日

お客さま各位

淡路信用金庫

一定額未満の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、お客様の利便性向上のため、預金残高が1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおいて、一定の条件を満たす場合は、印鑑レスで解約できるよう手続きを簡略化させていただきます。

記

対象となるお客さま	個人のお客さま、個人事業主のお客さま
対象となる口座	預金残高が1万円未満の 普通預金口座（総合口座、決済用預金口座を含む） 貯蓄預金口座、納税準備預金口座
お手続きに必要な事項	○対象口座の預金者ご本人の来店 ○通帳の持参（通帳レス口座の場合はスマホ画面の提示） ○運転免許証等の顔写真付き本人確認書類の提示
取扱開始日	2021年12月1日（水）

※解約口座が当金庫カードローンの返済口座に指定されている場合や、総合口座で定期預金がある場合など、お取引の内容により印鑑レスでのお手続きができない場合があります。



淡路信用金庫